

業務部速報



No. 53

発行 25. 10. 27

JR東労組 業務部

申7号 申2号団体交渉における回答の一方的な変更を許さず、**10/27提出!** 施策実施ありきの経営姿勢をだし、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ

JR東労組は、10月22日日本社より本人第709号「JR東労組申第2号（令和7年7月16日申し入れ）の回答に関する考え方について」との通知を受けました。

通知内容は、「JR東日本グループのさらなる飛躍に向けた新たな組織と働き方について」に関する解明申し入れの**団体交渉で会社が回答した「苦情処理、簡易苦情処理に関する取扱いは従前どおり」「就業規則の内容に異論あれば苦情処理できる」「事業本部内の部間の異動については発令を伴う」との内容を一方的に覆す通知であり認めることができません。**

また、9月25日に開催した申4号第3回団体交渉において組合から、積み残している課題や今後のスケジュールなどに対して**本部・本社間で胸襟を開いて議論していく必要性を提起し労使の共通認識を図ってきましたが、約1ヶ月間にわたり課題解消などに向けた労使議論がないにもかかわらず、会社が通知する行為は、一方的であり労働組合との議論を軽視している姿勢であると思わざるを得ません。**

苦情処理については、2024年度申2号「労使間の取扱いに関する協約」の改訂に関する申し入れ第2回団体交渉において「統括センターにより同一職場になった場合は簡易苦情処理が申告できなくなり不利益変更である」との組合の指摘に対して、会社は「簡易苦情処理の申告は出来なくなるが、就業規則上、苦情処理会議がある。よって権利が奪われたわけではない。業務指示で就業規則の適用で苦情処理申告は可能である」と回答し、そのことを踏まえて、労使の合意事項として議事録確認を締結してきました。

職場では、退避遅延や傷害事故など命を脅かす事故が多発しています。また、本人希望や生活設計、キャリアプランとはかけ離れた異動により精神的に追い詰められ病気になる組合員・社員がいます。社長会見では「鉄道の全部を運行するために必要な社員は、34,000人強である。実際に鉄道に携わっているのは40,000人いるので、決して人手不足感があるということではない」と述べています。しかし、各系統で要員不足により休日出勤が多発し、副長や内勤者・指導担当が一般社員の作業ダイヤや乗務行路の業務に就いているのが現状であり、経営の認識は職場現実から乖離していると言わざるを得ません。このような職場現実の中で、組合員本人の希望などを尊重しない「就労内容の変更」に対して「苦情処理制度の対象とはしない」との会社の考え方はこの間の労使議論の形骸化であり、明らかに不利益変更です。

また、**一事業本部を一事業場とすることに対して、関係省庁の判断がない中で、一事業本部を一事業場であると仮定した会社判断のもとで、団体交渉を再開することは容認できません。**通知にも「事業本部が一個の業務機関（職場）と観念されることとなる」とあるように、法的な根拠がない観念であり客観的に見ても道理が通っていません。

したがって、団体交渉での会社回答を一方的に変更することなく、この間の労使議論経過と確認事項を遵守するために、会社側の真摯な回答を要請します。

1. 本人第709号はこの間の労使議論経過と確認事項を覆す内容であるため撤回するとともに、団体交渉での会社回答を誠実に履行すること。
2. 一事業本部を一事業場とする会社の考えに対して、関係省庁が判断したのちに団体交渉を再開すること。